

社会福祉法人 TRUST ころろ 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 TRUST ころろ（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）及び評議員並びに委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員並びに委員には勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 役員及び評議員については業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 委員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

(職員給与との併給)

第3条 法人の職員（施設長等）を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬については、これを支給しない。

(役員及び評議員並びに委員の報酬の算定方法)

第4条 役員及び評議員並びに委員に対する報酬額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額
- (2) 役員及び評議員が職務のため出張したときは、旅費規程に定める額を支給する。
- (3) 役員の報酬については、各年度の総額が750万円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、正規職員給与規定に定める職員給与支給日に支給し、非常勤の役員及び評議員については理事会・評議員会・その他委員会毎に支給する。

(準 用)

第6条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項については、社会福祉法人 TRUST ころろ就業規則ならびに給与規定を準用する。

(公 表)

第7条 当法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、令和4年3月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月15日より施行する。

別表 1

理事長の報酬

役職名	月額報酬	賞与
理事長	600,000 円	なし

理事及び評議員の報酬

役職名	理事会・評議員会 出席 1 回	賞与
理事	10,000 円	なし
評議員	10,000 円	なし

監事の報酬

役職名	理事会・監事監査 出席 1 回	賞与
監事	10,000 円	なし

その他委員会の報酬

役職名	評議員選任・解任委員会 出席 1 回	賞与
委員	10,000 円	なし